

入札公告

令和8年2月16日

次のとおり一般競争入札に付します。

地方独立行政法人広島市立病院機構
理事長 秀道広

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 令和8年度 スクラブ
- (2) 品名及び予定数量 仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- (4) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (5) 納入場所 仕様書による。
- (6) 入札方式 **入札後資格確認型一般競争入札**（開札後に入札参加資格の有無を確認）
- (7) 入札方法

ア 入札は、紙面による入札で行う。

イ 入札金額は、予定総額（入札金額内訳書により見積もった額の合計額）**（整数）**を記載すること。

ウ 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 入札参加者は、入札書に記載する金額の算定根拠となった入札金額内訳書を作成し、入札書と同時に提出すること。

2 競争入札参加資格

次に掲げる入札参加資格を全て満たしていること。

- (1) 会社法（平成17年法律第86号）の規定による清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続き開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがあった者（会社更生法の規定による更生手続開始若しくは更生計画認可の決定又は民事再生法の規定による再生手続開始若しくは再生計画認可の決定を受けた者で、再度の資格審査申請に係る競争入札参加資格の認定を受けたものを除く。）又は手形若しくは小切手の不渡りにより手形交換所による取引停止処分があった事実若しくは銀行若しくは主要取引先から取引の停止を受けた事実がある者でないこと。
- (2) 暴力団等（広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第6項に規定する暴力団等をいう。）である者に該当しないこと。
- (3) 地方独立行政法人広島市立病院機構（以下「病院機構」という。）又は広島市の競争入札参加資格「令和8・9・10年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）」の契約の種類「物品の売買、修繕及び製造の請負」の登録種目「06-01 衣料品」に登録されている者であること。
- (4) 公告日から落札決定日までの間のいずれの日においても、営業停止処分、病院機構の指名停

止措置若しくは広島市の指名停止措置又は病院機構若しくは広島市の競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。

(5) 本市の区域内に、本店、支店、営業所等を有する者であること。

(6) 次に掲げる書類を提出期限までに提出できる者であること。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 出荷確約書

※ 出荷確約書（コピー、PDF 不可）は、開札後、落札候補者となった場合には、速やかに提出する必要があるため、当該競争入札に参加する者は必ず事前に準備しておくこと。

(7) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(8) 病院機構の契約に関して次のいずれにも該当しない者であること。

ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が履行することを妨げた者

エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務を妨げた者

オ 正当な理由がなく契約を締結しなかった者又は契約を履行しなかった者

カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

キ アからカまでに該当する者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他使用人として使用した者

3 開札日時・入札書の提出方法

(1) 入札書の提出方法等

ア 提出方法

入札書を持参又は郵送（配達証明書付書留郵便に限る。また後記の提出期限までに必着のこと。）に限る。

イ 提出期限

令和 8 年 3 月 13 日（金）午後 5 時まで

ウ 提出場所

〒 730-8518

広島市中区基町 7 番 33 号 広島市民病院西棟 2 階

地方独立行政法人広島市立病院機構本部事務局契約課

電話 082-569-7836（直通）

(2) 入札回数

ア 入札は初度及び再度の 2 回とする。

イ 初度入札において、予定価格の制限の範囲内の価格（以下「予定価格内の価格」という。）がない場合は、1 回に限り再度の入札を行う。

ウ 初度入札に参加しなかった者及び無効な入札をした者は、再度入札に参加できない。

(3) 開札の日時及び場所

ア 初度入札

(ア) 日時

令和 8 年 3 月 16 日（月）午前 9 時 24 分

(イ) 場所

広島市中区基町7番33号 広島市民病院西棟2階
地方独立行政法人広島市立病院機構本部事務局契約課入札室

イ 再度入札

(ア) 日時

初度入札後、直ちに実施。

(イ) 場所

上記ア(イ)に同じ。

(4) 開札の立会い

ア 入札参加者又は代理人（以下「入札参加者等」という。）は、開札に立ち会うこと（立会人は1者につき1名とする。）。なお、立ち会うことができない場合は、開札の日時までに前記(1)ウの契約課へ連絡すること。

入札参加者等が開札に立ち会わない場合は、初度の入札に限り、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。なお、再度の入札については、辞退したものとみなす。

イ 入札参加者等は、開札時刻後においては、開札場所に入室することはできない。

ウ 入札参加者等は、開札場所に入室しようとするときは、入札執行職員の求めに応じ、身分証明書（社員証など）を提示しなければならない。

エ 入札参加者等は、入札執行職員等がやむを得ないと認めた場合のほか、開札場所を退出することはできない。

(5) 仕様書等の入手方法

前記3(1)ウに同じ。

4 仕様書等の問合せ先

地方独立行政法人広島市立病院機構本部事務局契約課
電話 082-569-7836

5 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出

(1) 提出方法

開札後、最低入札価格提示者は前記2(5)及び(6)に掲げる書類を持参すること。

(2) 提出期限

令和8年3月16日（月）午後5時まで

(3) 提出場所

前記3(1)ウに同じ。

(4) 提出部数 1部とする。

(5) その他

入札参加者は、資格確認申請書等を前記(2)の提出期限までに提出できるよう準備しておくこと。なお、書類の提出にあたっては、次の事項に従うものとする。

ア 提出書類は、提出者において作成する。

イ 提出書類の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

ウ 一旦受領した書類は、返却しない。

エ 原則として、一旦受領した書類の差替え及び再提出は認めない。

6 一般競争入札参加資格の確認

一般競争入札参加資格の有無については、開札日時を基準として、前記5により提出された資格確認申請書等により確認する。ただし、開札日以後、落札決定日までの間に前記2(2)の広島市

の競争入札参加資格の取消し又は前記 2 (3) の営業停止処分若しくは指名停止措置を受け、又はその他一般競争入札参加資格を満たさなくなったときは、その者のした入札を無効とする。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札の中止

入札を公正に執行することができないと判断されるときは、入札の執行を延期又は中止する。

(3) 入札の無効

本件公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書その他病院機構契約規程（以下「契約規程」という。）第 6 条に掲げる入札書は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

本件公告に示した物品を納入できると病院機構が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者（入札金額が同額の者が 2 人以上ある場合は、くじ引きにより順番を決定する。）から順に入札参加資格の確認を行った上で落札者を決定する。

(5) 契約金額

落札者の入札金額に 100 分の 10 に相当する額を加算した金額をもって契約金額とする。

(6) 契約保証金

契約締結日までに契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約規程第 28 条第 1 項第 1 号又は第 3 号に規定する契約保証金の免除の要件に該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

(7) 契約書の作成

ア 落札者は、病院機構と契約書を取り交わすものとする。

イ 落札者が前記アによる契約書の取り交わしをしないときは、落札決定を取り消す。また、落札決定を取り消された者は、損害賠償金として契約予定金額の 100 分の 5 に相当する額を病院機構に支払わなければならない。

ウ 契約書は 2 通作成し、病院機構及び落札者がそれぞれ各 1 通を保有する。

エ 契約書の作成に要する費用は、すべて落札者の負担とする。ただし、契約書の様式は交付する。

オ 本契約は、病院機構が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ、確定しないものとする。

(8) 特約事項

必要な特約事項については、病院機構の契約書等に明示するが、当該変更・解除が行われた場合の損害賠償の責めを負わない。